

## 光市まちづくり市民協議会について

### 1 設置目的

「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに、市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、本協議会を設置します。

### 2 役割

第7期となる本協議会では、第3次光市総合計画の策定をはじめ、現計画である第2次光市総合計画の進捗等が主な協議事項となりますが、その他にも、まちづくり全般についてご意見をいただく予定です。

#### 【所掌事項】

- (1) まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- (2) 光市総合計画の策定・進捗及び新市建設計画の進捗に関すること。
- (3) 光市人口ビジョン及び光市総合戦略の策定・評価・検証に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

### 3 委員構成等

- (1) 委員数 37人
- (2) 任期 3年を超えない範囲で市長が定める期間

※今回は、令和2年8月20日（委嘱の日）から令和5年3月31日まで

### 4 会議について

#### (1) 基本的事項

- ア 市長の求めにより、会長が召集する。
- イ 会長、副会長を互選し、会長が議長となる。
- ウ 協議会の庶務は、政策企画部企画調整課が行う。

#### (2) 開催回数等

年4回程度を予定しています。

※平日の夕刻（午後6時30分頃）からの1時間30分程度の予定

## 5 その他

### 第6期（前回）光市まちづくり市民協議会開催状況

回	開催	年月日	議題又は報告事項
第1回	全体会	平成30年8月21日	○光市まちづくり市民協議会について ○第2次光市総合計画について ・計画概要 ・評価書
第2回	全体会	平成31年4月22日	○平成30年度光市まちづくり市民アンケートの結果について ○平成31年度予算の概要について ○光市総合計画の行動計画（平成31年度～平成33年度）について ○光市・大和町新市建設計画の変更について
第3回	第1分科会	令和元年8月27日	○第2次光市総合計画評価書について ・第1分科会：地域・教育関係 ・第2分科会：環境・福祉・防災関係 ・第3分科会：産業・都市関係 ○光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について
	第2分科会	令和元年8月26日	
	第3分科会	令和元年8月28日	
第4回	第1分科会	令和元年11月22日	○光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定（中間案）について
	第2分科会	令和元年11月26日	
	第3分科会	令和元年11月25日	
第5回	書面開催	令和2年3月下旬	○令和元年度光市まちづくり市民アンケートの結果について ○令和2年度予算の概要について ○総合計画の行動計画（令和2年度～令和3年度）について ○光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について

## 光市まちづくり市民協議会設置要綱

### (設置)

第1条 「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- (2) 光市総合計画の策定及び進捗並びに新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- (3) 光市人口ビジョン及び光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関し、協議し、並びに評価し、検証すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

### (委員)

第3条 協議会は、50人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各界の有識者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めにより会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策企画部企画調整課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第3号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第37号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第203号）

この告示は、平成19年11月20日から施行する。

附 則（平成21年告示第64号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第75号）

この告示は、公布の日から施行する。